



平成 22 年 9 月 17 日

関 東 財 務 局

## 株式会社外為どっとコムに対する行政処分について

1. 株式会社外為どっとコム（以下「当社」という。）に対して金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 51 条に基づき業務改善命令を発出後、以下の事実が認められた。

- 平成 22 年 9 月 10 日付業務改善命令に違反していると認められる状況
- 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

当社は、平成 22 年 7 月 13 日午前 6 時 45 分頃に「ユーロ/円」の取引において、及び同年 9 月 6 日午後 3 時 34 分頃に「米ドル/円」及び「ユーロ/円」の取引において、市場実勢と大幅に乖離したレートを誤配信させ、同年 9 月 10 日付で業務改善命令を受けているにもかかわらず、同年 9 月 15 日午前 5 時 23 分頃にシステム障害を発生させ、多数の顧客取引に影響を与えた。

当社が行った上記行為は、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 6 号に規定する「法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」、及び同法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

### （1）業務停止命令

平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの間、店頭デリバティブ取引に係る全業務（顧客取引の結了のための取引等を除く）の停止。

### （2）業務改善命令

- ① 本件についての責任の所在を明確化すること。
- ② システム障害の発生原因を十分調査・検討し、再発防止策を策定すること。
- ③ その上で、外部システム監査を実施し、実効性のあるシステム管理態勢の整備を図り、確実に実行すること。
- ④ 顧客に対し、本件処分について周知を図るとともに、顧客の意向に応じて適切な対応を行うこと。
- ⑤ 上記①から④までについて、その実施状況を平成 22 年 10 月 18 日までに書面

で報告すること。

また、②から④については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先  
関東財務局 理財部証券監督第1課  
048-600-1155